

30福保健感第1229号  
平成31年3月11日

各保健所長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長  
(公印省略)

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

平素から、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成31年2月21日付健感発0221第1号により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正について通知がありました。

これに伴い、東京都感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「都要綱」という。）について、下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

については、本件について、管内関係機関へ御周知いただけますよう、お願い申し上げます。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、都から別途通知しておりますので、申し添えます。

なお、本改正により、現在実施されている疑似症サーベイランス制度が平成31年3月31日をもって終了となります。新制度による医療機関の指定及び保健所における対応については、別途通知いたします。

記

1 都要綱の改正

(1) 主な改正内容

- ア 疑似症定点の選定方法及び報告方法を変更
- イ 別表1の5及び別表3の疑似症に関する記載を変更
- ウ 別記様式2及び別記様式3から疑似症に関する記載を削除
- エ 別記様式9を削除

(2) 施行期日

平成31年4月1日

(3) 新旧対照表

別添1のとおり

(4) 改正後全文

別添2のとおり

2 その他

改正後の全文については、東京都感染症情報センターのホームページに掲載する予定です。  
(<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/>)

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

# 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱

11 衛福結第680号

平成12年3月30日

最終改正 30 福保健感第1229号

平成31年3月11日

## 第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からは対象疾病を27に拡大するとともにコンピュータを用いたオンラインシステムを導入、以後、順次対象疾病の拡大を図りながら運用されてきたところである。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）により、本事業が、事前対応型行政を重視した感染症対策の一つとして位置づけられることになった。

これを受け、本事業は、感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施するものとする。

## 第2 根拠法令等

本事業の実施に当たっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱に基づくものとする。

## 第3 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

## 第4 実施体制

### 1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、東京都、特別区及び保健所政令市における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集・分析し、東京都、特別区及び保健所政令市の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開するために、東京都及び各特別区内に1か所、地方衛生研究所等の中に設置されている。

基幹地方感染症情報センターである東京都健康安全研究センター（以下「健康安全

研究センター」という。)は、東京都全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付する。

## 2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 東京都は、定点把握対象の五類感染症についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

## 3 検査施設

東京都内における本事業に係る検体等の検査については、健康安全研究センターにおいて実施する。健康安全研究センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

## 第5 事業の実施

### 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

#### (1) 調査単位及び実施方法

##### ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、平成31年2月21日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

##### イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等を提供する。

##### ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

#### エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

## 2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

### (1) 調査単位及び実施方法

#### ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

#### イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

#### ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

#### エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

### 3 定点把握対象の五類感染症

#### (1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

#### (2) 定点の選定

## ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

### (ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88から99までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

### (イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記（ア）で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

### (ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の101及び102に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

### (エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の103から107までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

### (オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（届出基準はインフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定される）、別表1の108から115までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

## イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及

び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88から99までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点とし、別表1の100を対象感染症とする。また、インフルエンザ病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の101及び102を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の103から107を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の100に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の108から115までを対象感染症とする。

### (3) 調査単位等

#### ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

#### イ 病原体情報

病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の100に掲げるインフルエンザの流行期((2)のイ)により選定された患者定点あたりの患者発生数が東京都全体で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

### (4) 実施方法

#### ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準を参考とし、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のイにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれの調査単位の患者発生状況を別記様式2から7に記載する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

#### イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表1の88から97までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2)のイの(ウ)により選定された病原体定点においては、別表1の100に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

#### ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

#### エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生动向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

#### オ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局健康安全部感染症対策課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。



- (ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局健康安全部感染症対策課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- (オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

#### 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

##### (1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

##### (2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4（2）に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

##### (3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

##### (4) 実施方法

###### ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を国の定める届出基準の別記様式6-7に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

###### イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局健康安全部感染症対策課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を

提供し、連携を図る。

ウ 福祉保健局健康安全部感染症対策課

福祉保健局健康安全部感染症対策課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、汎用サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

## 5 その他

- (1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、東京都の実情に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。
- (2) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的のために用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の規定に従い行うものとする。
- (3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて福祉保健局長が定めることとする。

## 6 特別区及び保健所政令市との関係

東京都は、本事業を実施するため特別区及び保健所政令市と協議し、連携を図るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年11月5日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成19年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年1月31日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成22年3月16日から施行し、同年3月11日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成25年5月22日から施行し、同年5月6日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成26年6月12日から施行し、同年5月12日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成26年8月13日から施行し、同年7月26日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成27年2月25日から施行し、同年1月21日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～4（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<b>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</b></p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<b>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</b>を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、平成<b>31</b>年<b>2</b>月<b>21</b>日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～エ（現行のとおり）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届</p>	<p>第1～4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<b>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</b></p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<b>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</b>を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、平成<b>30</b>年<b>10</b>月<b>18</b>日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8、10、及び12から75を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式11を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届</p>

出を行う。

イ～エ（現行のとおり）

#### 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

##### (1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

##### (2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4(2)に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

##### (3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

##### (4) 実施方法

###### ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を国の定める届出基準の別記様式6-7に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

###### (ウ) 削除

届出を行う。

イ～エ（略）

#### 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

##### (1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

##### (2) 定点の選定

###### ア 疑似症定点

疑似症定点は下記のとおりとする。

(ア) 本要綱に定める小児科定点及び内科定点

(イ) 疑似症単独定点

##### (3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

##### (4) 実施方法

###### ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2) のアの (ア) の医療機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を本要綱の別記様式9に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に基づくほか、発生が無い場合であっても、その旨、週単位で本要綱の別記様式2又は別記様式3による報告を行う。

(ウ) (2) のアの (イ) の医療機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（以下「K-net」という。）へ入力する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に基づくほか、発生が無い場合であっても、その旨、週単位

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局健康安全部感染症対策課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

ウ 福祉保健局健康安全部感染症対策課

福祉保健局健康安全部感染症対策課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、汎用サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5～6 (現行のとおり)

附 則

(現行のとおり)

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

で K - net への入力による報告を行う。

イ 保健所

(ア) 保健所は、(2) のアの (ア) の医療機関から得られた疑似症情報を、随時又は調査対象の週の翌週の火曜日までに、K - net へ入力するものとする。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局健康安全部感染症対策課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

ウ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、症候群サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5～6 (現行のとおり)

附 則

(略)

別表 1

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
指定感染症	-	-	-	-	-	-

※平成 31 年 3 月 11 日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2～4（現行のとおり）

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
118	<u>発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</u>	-	○	-	別表 3 参照	

別表 2（現行のとおり）

別表 1

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
指定感染症	-	-	-	-	-	-

※平成 31 年 1 月 1 日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2～4（略）

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
118	<u>摂氏 38℃以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）</u>	-	○	-	別表 3 参照	
119	<u>発熱及び発しん又は水疱</u>	-	○	-		

別表 2（略）



別表 3

## 疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位(期間)	時期
疑似症定点	<u>発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。</u>	随時	直ちに

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別表 3

## 疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位(期間)	時期
疑似症定点	<u>摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)</u>	随時	直ちに
	<u>発熱及び発しん又は水疱</u>	随時 <u>及び</u> 週単位 <u>(月曜日から日曜日)</u>	<u>及び</u> 次の月曜日

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。
- 3 当該疑似症が発生した場合は直ちに報告するとともに、発生が無い場合についても週単位で報告する。

## 別記様式一覧

別記様式一覧表	
番号	件名等
別記様式1	感染症発生動向調査病原体定点検査票
別記様式2	五類感染症(定点把握対象)小児科患者定点報告票
別記様式3	五類感染症(定点把握対象)インフルエンザ患者定点報告票
別記様式4	五類感染症(定点把握対象)眼科患者定点報告票
別記様式5	五類感染症(定点把握対象)性感染症患者定点報告票
別記様式6-1、6-2	五類感染症(定点把握対象)基幹患者定点報告票(週報告分)
別記様式7	五類感染症(定点把握対象)基幹患者定点報告票(月報告分)
別記様式8	麻疹発生届
別記様式9	結核発生届
別記様式10	梅毒発生届
別記様式11	風しん発生届
別記様式12	エボラ出血熱発生届
別記様式13	クリミア・コンゴ出血熱発生届
別記様式14	痘そう発生届
別記様式15	南米出血熱発生届
別記様式16	ベスト発生届
別記様式17	マールブルグ病発生届
別記様式18	ラッサ熱発生届
別記様式19	急性灰白髄炎発生届
別記様式20	ジフテリア発生届
別記様式21	重症急性呼吸器症候群(SARS)発生届
別記様式22	中東呼吸器症候群(MERS)発生届
別記様式23	鳥インフルエンザ(H5N1)発生届
別記様式24	鳥インフルエンザ(H7N9)発生届
別記様式25	コレラ発生届
別記様式26	細菌性赤痢発生届
別記様式27	腸管出血性大腸菌感染症発生届
別記様式28	腸チフス発生届
別記様式29	パラチフス発生届
別記様式30	E型肝炎発生届

## 別記様式一覧

別記様式一覧表	
番号	件名等
別記様式1	感染症発生動向調査病原体定点検査票
別記様式2	五類感染症(定点把握対象)小児科患者定点報告票
別記様式3	五類感染症(定点把握対象)インフルエンザ患者定点報告票
別記様式4	五類感染症(定点把握対象)眼科患者定点報告票
別記様式5	五類感染症(定点把握対象)性感染症患者定点報告票
別記様式6-1、6-2	五類感染症(定点把握対象)基幹患者定点報告票(週報告分)
別記様式7	五類感染症(定点把握対象)基幹患者定点報告票(月報告分)
別記様式8	麻疹発生届
別記様式9	疑似症定点報告票
別記様式10	結核発生届
別記様式11	梅毒発生届
別記様式12	風しん発生届
別記様式13	エボラ出血熱発生届
別記様式14	クリミア・コンゴ出血熱発生届
別記様式15	痘そう発生届
別記様式16	南米出血熱発生届
別記様式17	ベスト発生届
別記様式18	マールブルグ病発生届
別記様式19	ラッサ熱発生届
別記様式20	急性灰白髄炎発生届
別記様式21	ジフテリア発生届
別記様式22	重症急性呼吸器症候群(SARS)発生届
別記様式23	中東呼吸器症候群(MERS)発生届
別記様式24	鳥インフルエンザ(H5N1)発生届
別記様式25	鳥インフルエンザ(H7N9)発生届
別記様式26	コレラ発生届
別記様式27	細菌性赤痢発生届
別記様式28	腸管出血性大腸菌感染症発生届
別記様式29	腸チフス発生届
別記様式30	パラチフス発生届

番号	件名等
別記様式 <u>31</u>	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)発生届
別記様式 <u>32</u>	A型肝炎発生届
別記様式 <u>33</u>	エキノコックス症発生届
別記様式 <u>34</u>	黄熱発生届
別記様式 <u>35</u>	オウム病発生届
別記様式 <u>36</u>	オムスク出血熱発生届
別記様式 <u>37</u>	回帰熱発生届
別記様式 <u>38</u>	キャサナル森林病発生届
別記様式 <u>39</u>	Q熱発生届
別記様式 <u>40</u>	狂犬病発生届
別記様式 <u>41</u>	コクシジオイデス症発生届
別記様式 <u>42</u>	サル痘発生届
別記様式 <u>43</u>	ジカウイルス感染症発生届
別記様式 <u>44</u>	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)発生届
別記様式 <u>45</u>	腎症候性出血熱(HFRS)発生届
別記様式 <u>46</u>	西部ウマ脳炎発生届
別記様式 <u>47</u>	ダニ媒介脳炎発生届
別記様式 <u>48</u>	炭疽発生届
別記様式 <u>49</u>	チクングニア熱発生届
別記様式 <u>50</u>	つつが虫病発生届
別記様式 <u>51</u>	デング熱発生届
別記様式 <u>52</u>	東部ウマ脳炎発生届
別記様式 <u>53</u>	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。)発生届
別記様式 <u>54</u>	ニバウイルス感染症発生届
別記様式 <u>55</u>	日本紅斑熱発生届
別記様式 <u>56</u>	日本脳炎発生届
別記様式 <u>57</u>	ハンタウイルス肺症候群発生(HPS)届
別記様式 <u>58</u>	Bウイルス病発生届
別記様式 <u>59</u>	鼻疽発生届

番号	件名等
別記様式 <u>31</u>	E型肝炎発生届
別記様式 <u>32</u>	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)発生届
別記様式 <u>33</u>	A型肝炎発生届
別記様式 <u>34</u>	エキノコックス症発生届
別記様式 <u>35</u>	黄熱発生届
別記様式 <u>36</u>	オウム病発生届
別記様式 <u>37</u>	オムスク出血熱発生届
別記様式 <u>38</u>	回帰熱発生届
別記様式 <u>39</u>	キャサナル森林病発生届
別記様式 <u>40</u>	Q熱発生届
別記様式 <u>41</u>	狂犬病発生届
別記様式 <u>42</u>	コクシジオイデス症発生届
別記様式 <u>43</u>	サル痘発生届
別記様式 <u>44</u>	ジカウイルス感染症発生届
別記様式 <u>45</u>	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)発生届
別記様式 <u>46</u>	腎症候性出血熱(HFRS)発生届
別記様式 <u>47</u>	西部ウマ脳炎発生届
別記様式 <u>48</u>	ダニ媒介脳炎発生届
別記様式 <u>49</u>	炭疽発生届
別記様式 <u>50</u>	チクングニア熱発生届
別記様式 <u>51</u>	つつが虫病発生届
別記様式 <u>52</u>	デング熱発生届
別記様式 <u>53</u>	東部ウマ脳炎発生届
別記様式 <u>54</u>	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。)発生届
別記様式 <u>55</u>	ニバウイルス感染症発生届
別記様式 <u>56</u>	日本紅斑熱発生届
別記様式 <u>57</u>	日本脳炎発生届
別記様式 <u>58</u>	ハンタウイルス肺症候群発生(HPS)届
別記様式 <u>59</u>	Bウイルス病発生届

番号	件名等
別記様式60	ブルセラ症発生届
別記様式61	ベネズエラウマ脳炎発生届
別記様式62	ヘンドラウイルス感染症発生届
別記様式63	発しんチフス発生届
別記様式64	ボツリヌス症発生届
別記様式65	マラリア発生届
別記様式66	野兎病発生届
別記様式67	ライム病発生届
別記様式68	リッサウイルス感染症発生届
別記様式69	リフトバレー熱発生届
別記様式70	類鼻疽発生届
別記様式71	レジオネラ症発生届
別記様式72	レプトスピラ症発生届
別記様式73	ロッキー山紅斑熱発生届
別記様式74	侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

番号	件名等
別記様式60	鼻疽発生届
別記様式61	ブルセラ症発生届
別記様式62	ベネズエラウマ脳炎発生届
別記様式63	ヘンドラウイルス感染症発生届
別記様式64	発しんチフス発生届
別記様式65	ボツリヌス症発生届
別記様式66	マラリア発生届
別記様式67	野兎病発生届
別記様式68	ライム病発生届
別記様式69	リッサウイルス感染症発生届
別記様式70	リフトバレー熱発生届
別記様式71	類鼻疽発生届
別記様式72	レジオネラ症発生届
別記様式73	レプトスピラ症発生届
別記様式74	ロッキー山紅斑熱発生届
別記様式75	侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

別記様式 2

別記様式 2

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日(月) ~ 月 日(日) 医療機関名: \_\_\_\_\_

疾患名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20歳	合計
		ヶ月	ヶ月										~14	~19	以上	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん症	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注1) 川崎病、不明発しん症は東京都独自の報告対象疾患です。  
 注2) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

疾患名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20
		ヶ月	ヶ月										~14	~19	~29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフル エンザ等感染症を のぞく)	男														
	女														
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計							
	男														
	女														

定点医療機関からのコメント

別記様式 2

別記様式 2

感染症発生動向調査（小児科定点・疑似症定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日(月) ~ 月 日(日) 医療機関名: \_\_\_\_\_

疾患名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20歳	合計
		ヶ月	ヶ月											~14	~19	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん症	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注1) 川崎病、不明発しん症は東京都独自の報告対象疾患です。  
 注2) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

疾患名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20
		ヶ月	ヶ月											~14	~19
インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフル エンザ等感染症を のぞく)	男														
	女														
		30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計							
	男														
	女														

定点医療機関からのコメント

疑似症	1. 発熱及び呼吸器症状	2. 発熱及び発しん・水泡	合計
	※		

※注  
 1. 1週間の疑似症発生件数を全て記入してください。  
 2. 疑似症発生時は、この様式ではなく、随時報告用紙を保健所あてFAX送付してください。

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ定点）

調査期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名: \_\_\_\_\_

		0~5 カ月	6~11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフ ルエンザ等感染症 をのぞく)	男																						
	女																						

定点医療機関 からのコメント	
-------------------	--

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ定点・疑似症定点）

調査期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名: \_\_\_\_\_

		0~5 カ月	6~11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフ ルエンザ等感染症 をのぞく)	男																						
	女																						

疑似症	1. 発熱及び 呼吸器症状	2. 発熱及び 発しん・水泡	合計
※			

※注

- 1週間の疑似症発生件数を全て記入してください。
- 疑似症発生時は、この様式ではなく、随時報告用紙を保健所までFAX送付してください。

定点医療機関 からのコメント	
-------------------	--

別記様式 9

削除

※疑似症定点からの報告については国の定める届出基準の別記様式 6-7 を使用することになったため削除

別記様式 9 ~ 7 4

別記様式 9

別記様式9

この届出は診断後直ちに行ってください

感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日

医療機関名: \_\_\_\_\_

	届出基準	年齢	性別	備考（定点医療機関からのコメント）
1	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
2	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
3	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
4	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
5	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
6	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
7	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
8	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
9	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	
10	1 ・ 2	歳	男 ・ 女	

【届出基準】 1： 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）  
（上欄の数字を○で囲む） 2： 発熱及び発しん又は水泡

別記様式 1 0 ~ 7 5